

## 諮問資料 ②

## 1 諮問理由

平成 24 年 8 月子ども・子育て関連 3 法の成立に伴い児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準を市町村において、平成 27 年 4 月 1 日施行を目途に条例を定めることとなりました。

市町村での条例化についても児童福祉法の定めでは、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌することとなっております。

厚生労働省が策定する基準は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を設置し検討をされておりますが、平成 27 年 4 月 1 日施行を目途に本市の基準を定め、周知期間等を考えますと平成 26 年 6 月定例議会に上程し、議会の議決をいただくこととなります。

現在、厚生労働省の基準は検討中ですが、本市の放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準の方向性を市川市子ども・子育て会議（同会議条例第 2 条の定めに従い）に、諮問をするものです。

## 2 現状の運営基準

平成 19 年 10 月 19 日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から通知あった「放課後児童クラブガイドライン」（14 項目）及び千葉県健康福祉部児童家庭課で策定した「千葉県放課後保育クラブガイドライン」に沿って運営。

○国のガイドライン項目（14 項目）

① 対象児童	⑧ 学校との連携
② 規模	⑨ 関係機関・地域との連携
③ 開所日・開所時間	⑩ 安全対策
④ 施設・設備	⑪ 特に配慮を必要とする児童への対応
⑤ 職員体制	⑫ 事業内容の向上について
⑥ 放課後児童指導員の役割	⑬ 利用者への情報提供
⑦ 保護者への支援・連携	⑭ 要望・苦情への対応

### 3 諮問内容（本市の定める基準の方向性）

現行運営の基となっている国のガイドライン項目（14項目）を法で規定される「従うべき基準」、その他の事項を「概ね従う基準」、「参酌する基準」に分けて項目内容を考えることとしました。

#### （1）従うべき基準（法規定）

項目	概要
⑤ 職員体制	従事する指導員及び補助指導員の資格や配置人数等に関する事

#### （2）概ね従う基準（定型的、常識的な事柄）

項目	概要
⑥ 放課後児童指導員の役割	指導員のモラル、児童の健康管理、遊び等に関する事
⑦ 保護者への支援・連携	保育クラブ運営での連携・支援
⑧ 学校との連携	児童の情報交換、生活の場・遊び場の連携等
⑨ 関係機関・地域との連携	地域や関係機関との相互理解、情報の共有等
⑫事業内容の向上について	指導員の資質向上等
⑬利用者への情報提供	保育クラブの入所案内や運営の情報提供等
⑭要望・苦情への対応	対応体制の構築等

#### （3）参酌する基準（市民アンケート及びクラブの設置環境を考慮）

項目	概要
② 規模	保育スペース等
③開所日・開所時間	
④施設・設備	施設の安全及び衛生の確保、保育室等のスペース、設備、装備備品等について
⑩安全対策	児童の安全対策、衛生管理、防災等
⑪特に配慮を必要とする児童への対応	障害者受入等についての配慮等

#### 4 その他

◎児童福祉法の改正により、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の改正が必要となる。

○対象児童（国のガイドラインの①にあたる）

- ・児童福祉法第6条の3第2項

現行	改定後
小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童	小学校に就学している児童
○市の対応 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第3条第1項第2号で対象児童について規定をしているため、改定予定。 (小学校1年生から3年生まで → 小学生)	

参考 現行ガイドライン比較

項目分類	項目	国	県	市川市 (県のガイドラインに沿って運営)
従うべき基準	5 職員体制			
	配置	放課後児童指導員を配置すること。	(指導員に関すること) 指導員は、児童数30名までは2名以上、40名までは3名以上を配置。なお、この中に、専任指導員が含まれること。また、障害がある子どもが入所する場合は、必要に応じて加配する。	・児童数0人～20人 指導員1人、補助指導員1人 ・児童数21人～40人 指導員2人 ・児童数41人～60人 指導員3人 ・児童数61人～80人 指導員4人 ・障害児等については、必要に応じて加配 (県のガイドラインを参考に、指定管理者と協定)
	資格	児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。	常勤 ① 保育士の資格を有する者 ② 幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、養護学校教諭免許を有する者 ③ 臨床心理士、児童指導員、母子指導員等の職歴を有する者  非常勤職員 ① 子育て経験者 ② 学生(教育に関わる学習を履修している) ③ その他子どもの遊びや生活に関わる経験者	指導員 ア 保育士の資格を有する者 イ 幼稚園、小・中・高等学校いずれかの教諭免許があること。 ウ 児童指導員(児童福祉施設最低基準第43条)の資格を有すること。 エ 母子支援員(児童福祉施設最低基準第28条)の資格を有すること。 オ 市川市放課後保育クラブ補助指導員として2年以上の勤務経験があり、勤務状況が良好であること。 カ ア～オと同等以上の能力を有すると指定管理者が認める者。 補助指導員 ア 指導員のいずれかの要件を満たしていること。 イ その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能であること。 (県のガイドラインに準じた)
概ね従う基準	6 放課後児童指導員の役割			
	留意点	①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮 ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止 ③保護者との対応・信頼関係の構築 ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護 ⑤放課後児童指導員としての資質の向上 ⑥事業の公共性の維持	(指導員に関すること) ○指導員のモラル 指導員は、子どもの成長と発達を支援する重要な役割を担っていることを自覚し、下記に掲げる事項を守ること。 ・子どもに体罰を与えないこと。 ・体型、容姿、性別、障害、国籍等についての差別的言動など、子どもの人格・人権を傷つけないこと。 ・子ども・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た守秘義務を負うこと。 ・教材費などの雑費、おやつ代、その他経費について適切に取り扱うこと。  (保育内容) ○運営方針・事業計画 放課後児童クラブの運営にあたり、設置者が主体となって運営の基本的枠組みと目指すべき保育の方向性を示した運営方針を定め、実際の運営にあたっては、設置者、運営責任者、指導員、保護者が協議をして年度ごとに事業計画を作成すること。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定
	活動	○放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。 ①子どもの健康管理、出席確認及び安全の確保、情緒の安定を図る。 ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。 ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。 ④基本的な生活習慣の援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。 ⑤活動状況を家庭へ日常的な連絡、情報交換を行い、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。 ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースは、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。 ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。	(指導員に関すること) 指導員は適切な遊びや生活の場を与えて子どもの成長・発達を図るために下記の業務を行います。 ① 子どもの保育 ② 子どもの出欠の管理、保育日誌の作成、保護者への連絡先の把握 ③ おたよりや連絡帳など保護者への保育報告 ④ おやつ(副食)の準備 ⑤ 防災対策・不審者対策と安全指導及び避難訓練の実施 ⑥ 職員会議 ⑦ 年間、月間計画の作成 ⑧ 学校、地域、行政との連絡・連携 ⑨ 施設・設備など環境整備 ⑩ 諸経費の管理・運用 ⑪ 勤務予定表の作成 ⑫ 子どもの成長と発達を向上させるための学習・研修、遊びの研修 ⑬ 保護者懇談会の開催 (保育内容) ○登室、降室について、子どもの安全に配慮し、保護者と指導員が、連絡を密にして、安全に登室できるように配慮する。 ○出欠について、指導員は出席簿を使用し、子どもの出欠の管理を行う。 ○おやつ・食事について、副食的な意味合いを持つおやつや食事は空腹を満たすだけでなく、子どもの成長にあわせるよう配慮する。なお、子どもの生活を考えて、行事や季節などを織り込むよう努める。また、アレルギー体質の子どものおやつ・食事は、保護者と事前に協議をして、調整する。 昼食については保護者と連絡を取り、適当な措置をとること。 ○子どもの健康管理について、指導員は事前に子どもの健康状況を観察し、健康を管理する。 ○子どもの活動について、成長に対応した放課後の生活の場、安心できる場になるよう努める。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定
	7 保護者への支援連携	保護者会等の活動も積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進め、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。	(保育内容) ○保護者との協力 活動内容については、お便りや連絡帳などを通して保護者への周知を図り、保護者の参加ができるような活動を計画し、保護者も共に子育てに関わることができるように配慮する。 (保護者の保育参加と保護者会の設置) 放課後児童クラブは保護者も共同で創り上げるという意識を共通して持てるよう、保護者の組織(保護者会)をつくり、保護者と指導員の協議の場を設ける。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定

参考 現行ガイドライン比較

項目分類	項目	国	県	市川市 (県のガイドラインに沿って運営)
概ね従う基準	8 学校との連携	(1)学校との連携を積極的に図ること。 なお、学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。 (2)子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。	(保育内容) ○学校との連携 放課後児童クラブの運営にあたり、学校との情報交換を密にし、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について、積極的な働きかけを行う。 特に、設置者(運営責任者)は、放課後子ども教室の関係と良好な関係を保ち、市町村に配置されるコーディネーターと協力するなどして放課後子ども教室に参加できるよう努める。 なお、学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮する。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定
	9 関係機関・地域との連携	(1)保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。 (2)子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るよう努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。	(保育内容) ○地域との交流 地域の行事に参加するなど、指導員と保護者が協働して、地域住民、近隣住民との関係づくりに努めることとします。また、生活や遊びの内容を豊かなものにしていくために、施設外保育を含め地域の資源(自然、人材、農地と作物等)を積極的に活用することとします。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定
	12 事業内容等の向上について	(1)放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。 (2)放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。	(指導員の研修) 指導員の資質の向上、専門性を高めるため指導員の研修を行う。なお、研修は勤務の一環として行い、研修に関する費用は設置者(運営責任者)が負担する。 (1)研修の機会の保障 ① 設置者(運営責任者)は指導員の資質の向上のために研修を実施すること。 ② 設置者(運営責任者)は、県、市町村、大学などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保すること。 ③ 指導員は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努めること。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定
	13 利用者への情報提供等	(1)市町村及び放課後児童クラブは、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。 (2)放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。	(入所に関すること) (1)入所案内 ①市町村は、公設・民設に関わらず、入所案内を作成し、インターネット、広報紙、パンフレットなどを通じて広く周知を図る。 ②入所案内には、事業目的、入所手続き方法、申請書類、利用料、クラブの設置場所等を分かりやすく記載する。 ③入所案内は、ホームページに掲載し、申請書類をダウンロード可能にする、小学校で配布する等就労している保護者が入手しやすいようにする。 (2)入所申請・入所の決定 ①入所期間は入所を承認した月から、その年度末までを原則とし、随時入所及び退所を可能とする。 ②入所を希望する場合、保護者は入所申込書を提出する。また、継続して利用する場合にも、年度ごとに入所申込を必要とする。なお、入所申込書には、児童の生活状況、保護者の状況などを記載し、その他必要な書類を添付する。 ③ 入所に関しては、必要に応じて指導員の意見を踏まえ、設置者(運営責任者)が判定し、保護者に通知し、判定にあたっては保護者の納得が得られるよう配慮すること。特に、やむを得ずその入所を断る場合は、その理由を付して保護者に通知すること。なお、保護者が入所の可否の決定について不服がある場合は申し立てができるよう、その手続きについて周知すること。 ④ 保護者以外の同居人(祖父母等)がいること、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らないこと。 ⑤ 設置者(運営責任者)及び指導員は、入所申込書をもとに面接をすることができる。 (3)入所説明会 入所する前に、児童及び保護者に対し放課後児童クラブの運営方針、年間計画等について説明を行うこと。また、指導員は保護者と面談をして、登室・降室の方法、児童の健康状態、家庭の状況等について把握する。 (利用料) (1)利用料の徴収 放課後児童クラブの利用にあたり、設置者(運営責任者)は、利用料を徴収すること。ただし、利用料の納入義務者が特別な事情があり、利用料の納入ができないときは、その一部または全部を免除することができる。 (2)おやつ・昼食代 おやつ、昼食代等個人の直接消費するものは、利用料とは別に個人の負担とし、徴収した料金に関しては、会計報告を審議して適正な使用を証明すること。	県のガイドラインに準じ、運営
14 要望・苦情への対応	(1)要望や苦情を受け付ける窓口を周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。 (2)苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。	(要望・苦情への対応) ○苦情・要望に対応する体制 苦情・要望に対応するため、体制を整えること。 ①苦情・要望を訴えるための方法を入所案内などに明示しておく。 ②苦情・要望の内容をよく聞き、解決にむけて十分な話し合いを持つこと。 ③場合によつ、保護者代表、運営責任者(設置者)、指導員、市町村の担当者を含めて対応を協議すること。 ④苦情・要望に関しては、個人情報に配慮しつつできるだけ保護者全員に周知するように透明性を確保すること。	県のガイドラインに準じ、運営	

参考 現行ガイドライン比較

項目分類	項目	国	県	市川市 (県のガイドラインに沿って運営)	
参 酌 す る 基 準	2 規模	1クラブおおむね40人程度、最大70人まで	(規模) 40名を限度とし、40名を超える場合は規模を2つに分ける	国のガイドラインを参考に保育室1室定員18名から60名(児童1人当たり1.65㎡で定員設定)	
	3 開所日・開所時間	開所日	保護者の就労状況を考慮して設定。	(開所日・開所時間) 平日の放課後、土曜日、夏休み、秋休み、冬休み、春休み、学校休業日などで必要とされる日	(市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日、12月29日から同月31日まで以外の日を開所
		時間	土曜日、長期休業期間、学校休業日等は、8時間以上開所すること。	下校後から午後6時までとし、学校休業日は午前8時から午後6時まで。ただし、親の就労状況・通勤時間や子どもの状況により、開始時間及び終了時間を変更することができる。	(市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例) 下校後から午後6時30分まで、小学校の休業日にあつては午前8時から午後6時30分まで。 ※平成23年度より試行的に午後7時まで開所。
	4 施設・設備	施設	保育室及び静養スペースを設ける。生活スペースは児童1人当たりおおむね1.65㎡。	(施設・設備) 生活室(クラブ室)、遊び場(屋内・屋外)、静養室、事務室、トイレ(クラブ用に設置されたもの)、玄関、足洗い場、台所(専用)、温水シャワーのついた手洗い場、2方向以上の避難経路生活室は児童1人当たり1.65㎡以上の広さを確保。	主に余裕教室等を利用して運営しているため、学校設備を利用。(おおむね県のガイドラインを満たしている) 児童1人当たり1.65㎡を確保(県のガイドライン)
		設備	衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備える。	児童用ロッカー、下駄箱、傘立、座卓、本棚、事務机、椅子、指導員用ロッカー(施錠できるもの)、冷蔵庫、食器戸棚、電話(FAX付)、布団、掃除機、救急箱、物置、消火器などの消防設備など防災の設備、防犯ブザーや施錠など不審者対策、防犯設備、特に、生活室(クラブ室)は、空調装置(冷暖房)、カーテンやブラインド、網戸、その他子どもの生活に必要な備品を備えることとします。また、家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなど安全についても配慮。	県のガイドラインをに従って、装備している。
	10 安全対策	(1)事故やケガの防止と対応 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。 (2)衛生管理 感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。 (3)防災・防犯対策 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。 (4)来所・帰宅時の安全確保 来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。	(子どもの安全管理) (1)体制の整備 子どもの安全を守るために、防災及び防犯の観点から日常的な危険回避(防止)と、危険との遭遇や事故・怪我の対応(危機対応)の2つの面から体制を整備し、判断基準、責任者、連絡体制(学校と放課後児童クラブ、指導員と保護者)及び、現場での対応手順を決めてマニュアル(文書)化し、定期的に見直す。特に緊急時には、保護者と指導員の連絡を携帯電話やメールを活用して、速やかに行えるよう整備します。また、小学校、警察、消防及び行政機関等との相互の連絡体制をつくることとします。 (2)傷害保険等の加入 放課後児童クラブ設置者は、やむをえない事故等によって生じた事態に対応するため、傷害保険に加入する。	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定	
	11 特に配慮を必要とする児童への対応	(1)障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努め、受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。 (2)障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。	(施設・設備) 放課後児童クラブの施設は、子どもが安心してすごせる場を保障するために、衛生的で安全な生活の場につながる専用施設を設置するよう努め、また、障害を持つ子どもの利用が可能なようにバリアフリー化に努めることとします。 (指導員の研修) ○研修の内容 ①指導員全員に共通する課題について年数回定期的に行う研修 ②新任者向け、地域や各放課後児童クラブ特有の課題に応じた内容の研修 ③障害を持っている子どもを理解し、放課後児童クラブでの生活を支援するための研修 ④指導員が情報交換、事例研究をし、放課後児童クラブの運営に関する現状、課題に対し共通認識を持つための研修	県のガイドラインに準じ、指定管理者と協定	
	設 置 川 及 市 放 管 理 後 に 保 育 す る ラ イ ン の 条 例	1 対象児童	小学校1～3年に就学している児童	(対象児童及び入所要件) ○対象児童 市町村に在住又は在学している1年生から3年生まで(低年齢、障害者優先) ○入所要件 ①保護者の労働の他、就労準備のための通学、職探し、疾病、療養、出産、家族の介護、その他何らかの事由で保護者が保育にあたれない場合。 ②その他、運営責任者(設置者)が必要と認める場合。	(市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例) ・本市に住所を有すること又は市川市立小学校に通学すること。 ・小学校第1学年から第3学年まで(市長が定員に余裕があると認めるときは、第4学年(夏季休業日の期間の末日まで)まで。 ・保護者、同居の親族、その他同居する者が労働、疾病、その他の理由により保育を受けることができない場合。
		・障害児	小学4年生以上の児童も加えることができる。	市町村に在住又は在学している小学校及び盲・ろう・養護学校小学部の1年生から6年生	市長が定員に余裕があると認めるときは、心身に障害を有する者にあつては第6学年まで